

# 告示

## 埼玉県告示第千百十号

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十三条の二において準用する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり公金事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和六年十月四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 委託した公金事務、指定公金事務取扱者の名称等及び委託期間

公金事務	指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地	委託期間
埼玉県総合リハビリテーションセンターの使用料及び手数料の収納事務	株式会社ソラスト 東京都港区港南二丁目十五番三号 品川インターシテ IC棟十二階	令和六年十月一日から 令和九年十月一日まで

二 指定公金事務取扱者の指定をした日

令和六年十月一日

三 委託をした日

令和六年十月一日